

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成 2 1 年 6 月 2 3 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、斉藤（陽）副委員長、菊地・山田・佐々木・ 横田・久末 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議に先立ちまして、所属委員に変更がございますので、お知らせします。高橋副委員長にかわりまして斉藤陽一良副委員長、鈴木委員、佐藤委員にかわりまして山田委員、久末委員が新たに本委員会の所属となっておりますので、御報告いたします。

次に、本日は人事異動後初の委員会でありますので、部局ごとに異動した理事者の御紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「石狩湾新港管理組合の協議案件について」

(総務) 企画政策室林主幹

石狩湾新港管理組合から協議のあった港湾計画の軽微な変更(案)については、去る 5 月 8 日に開催された本委員会にて報告いたしましたが、6 月 10 日に管理組合に対し同意回答しました。

なお、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会に照会をし、意見がない旨の回答をいただいております。

次に、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、去る 5 月 25 日付で事前協議がありました。本件は、北海道の給与条例にかんがみ、6 月支給の期末手当と勤勉手当を合わせて 0.2 か月分の減額について改正するものであります。市といたしましては、5 月 27 日付で同意回答いたしました。

なお、この条例改正につきましては、管理組合が 5 月 29 日付で専決処分をしており、今後開催予定の平成 21 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会に報告される予定であります。

委員長

「インターネット公売について」

(財政) 納税課長

5 月に実施しましたインターネット公売について報告いたします。

インターネットによる公売につきましては、ヤフージャパンが提供する官公庁オークションを利用し、市税の滞納により差し押さえたインテリア壁かけ絵皿やタカの置物など 6 点の動産を 1 点 1,000 円の見積額で、本市として初めての公売を実施しました。

公売の案内等につきましては、4 月 13 日に小樽市のホームページに掲載し、5 月 8 日から 11 日に入札を実施したところ 31 名が入札に参加され、その結果 6 点全品が落札されました。落札額につきましては、最低額 1,000 円から最高額 2 万 5,600 円の値がつき、合計額で 4 万 7,390 円となり、諸経費を除いて 4 万 5,990 円を滞納市税に充当いたしました。

なお、ヤフージャパンには、落札額の 3 パーセント相当 1,492 円の手数料を支払い、公売を終了しました。

現在、第 2 回目としまして、8 月の入札に向けて作業を進めているところでありますが、今後につきましてもインターネット公売を利用し、滞納額の解消を図ってまいりたいと考えております。

委員長

「学校支援地域本部の立ち上げについて」

(教育) 教育部川田次長

小樽市学校支援地域本部実行委員会の事業申請について報告いたします。

学校支援地域本部については、平成 21 年第 1 回定例会総務常任委員会で報告しておりますが、その後の経過について報告いたします。

平成 21 年 2 月 10 日に小樽市学校支援地域本部実行委員会の事業申請を行いました。この申請内容は、色内小学校、手宮小学校、手宮西小学校、北手宮小学校、高島小学校の地区において学校支援地域本部の設置を行うこととし、本部委員や事業内容、事業費について申請をいたしました。

この申請に対しまして、5 月 14 日に文部科学省より北海道教育委員会に小樽市の申請内容で採択する旨の内定通知がありました。

この後、道教委と小樽市学校支援地域本部実行委員会が委託契約を結ぶこととなりますが、現在、道教委で作業中とのことで、正式通知については未定となっております。現在、地域本部の実行委員の方々と下打合せを行っておりまして、正式通知がおり次第、学校支援地域本部実行委員会の設立総会を行い、各学校を通じて地域や家庭に普及啓発の広報活動をし、学校支援ボランティアの募集を行っていくことを予定しております。

また、学校支援ボランティアや地域コーディネーターの方の講習なども予定しており、学校や地域、家庭が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えていきたいと考えております。

委員長

「小樽市教育職員独身寮について」

(教育) 学校教育課長

小樽市教育職員独身寮について報告いたします。

教育職員独身寮は、独身の教育職員で、住居に困窮している者を入居対象者とする施設で、所在地は若竹町、コンクリートブロック造亜鉛鉄板 2 階建て、全 15 室の建物となっております。入居者は年々減少しており、今年度は全 15 室のうち 6 名で、その内訳は期限付教員 4 名と外国語指導助手 2 名となっており、正規職員の入居者はいない状況となっております。

また、建物は昭和 47 年に建築されており、37 年を経過し、老朽化が進んでおります。このため本年度をもって廃止を検討しており、今後、入居者など関係者との協議を進めてまいりたいと考えております。

委員長

「公立高等学校配置計画案について」

(教育) 学校教育課長

公立高等学校配置計画案について報告いたします。

今月 2 日に公立高等学校配置計画案が発表されました。今回は、新たに平成 24 年度の計画内容が盛り込まれましたが、提示いたしました資料のとおり、その中には小樽市内を含め後志学区内での計画はありませんでした。しかし、平成 25 年度以降の見通しの中で「3～4 学級相当の調整」や「職業学科の配置のあり方を含めた再編の検討」が示されており、また 5 月 11 日に開催された公立高等学校配置計画地域別検討協議会の中でも、参加者からの質問を受け、道教委から今後の公立高校のあり方について「地域としてこういったあり方がよいのか、中学生の減少についてこういったあり方がよいのかということについて議論していただき、それを踏まえて道教委としてもこの後、長いスパンも含めて判断していきたいと考えている」との説明がありました。このことを踏まえ、小樽市教育委員会としては市内公立高校の関係者と意見交換をすることが必要と考えており、そうした場の設定について関係公立高校と協議してまいりたいと考えております。

委員長

次に、本定例会に付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 4 号について」

(財政) 市民税課長

議案第 4 号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について、その主な内容を説明申し上げます。

このたびの市税条例の改正案は、平成 21 年 3 月 31 日公布の地方税法等の一部改正に伴うものであります。

まず、個人市民税関係についてであります。1 点目は、20 年度からの税源移譲に伴う経過措置として設けられた現行の住宅ローン特別控除制度とは別に、緊急経済対策の一環として住宅投資の活性化を目的として、新たな住宅ローン特別控除制度が設けられました。対象者は、現行制度の 11 年度から 18 年度までの所得税の住宅ローン特別控除適用者のほかに、21 年度から 25 年度までの所得税の住宅ローン特別控除適用者を追加するとともに、控除額の計算を簡易な方法にすることや、控除申告書の提出を不要にするなど、所要の改正を行うものであります。

2 点目は、土地取引の活性化を促すため、個人が 21 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までの間に取得した国内の土地等で、その年の 1 月 1 日において所有期間 5 年を超えて譲渡をした場合に、当該土地等に係る長期譲渡所得の金額から 1,000 万円を限度に特別控除を行うほか、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率の適用を 26 年度まで 5 年間延長するなど、所要の改正を行うものであります。

3 点目は、金融経済の安定強化を図るため、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の適用を 23 年度まで 3 年間延長するとともに、特定管理株式に係る特例措置の適用対象に特定保有株式を追加すること、先物取引に係る特例措置の適用対象を拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

また、固定資産税関係では、新たに非課税措置及び減額措置の対象が追加されたことに伴い、その申告手続に係る規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

委員長

「議案第 19 号について」

菊地委員

議案第 19 号小樽市非核港湾条例案について提案趣旨を説明します。

核廃絶に向けた世界的な新たな流れについては、アメリカのオバマ大統領のプラハでの演説を紹介しながら、核廃絶を願う長きにわたるさまざまな運動に大きな励ましと確信を与えていることは、本会議でも述べました。オバマ演説に賛同し、世界のノーベル平和賞受賞者 17 名が核兵器廃絶を呼びかけるヒロシマ・ナガサキ宣言を連名で発表しました。その一節を紹介したいと思います。

「世界は既に、核兵器がとてつもない規模の惨禍を人類にもたらすことを知っています。無差別で、不道德で、違法な兵器です。広島・長崎への原爆投下と、その後の長きにわたる影響からも明白なように、核兵器は想像を絶する結果をもたらす軍事兵器です。核兵器廃絶は可能です。いや、それ以上に、核兵器廃絶は全人類にとって、より安全な地球を築くために必要不可欠なものです。ノーベル平和賞受賞者として私たちは、世界中の人々に、自国の指導者たちに強く働きかけることを呼びかけます。核軍縮、廃絶に向けて行動しないことによる差し迫った危険を把握し、その前進のために政治的意志を喚起すべきであることを」。

私たちも何回となく小樽市非核港湾条例案を提案していますが、こうした流れに大きく寄与するものだということをお訴えて提案説明としたいと思います。

委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

菊地委員

ただいま報告いただいた中身から何点かお尋ねしたいと思います。

教職員の独身寮について

最初に、教職員の独身寮についてです。入居状況についての報告で、15 室の中で 6 名が今お入りになっているということでした。そこは、小樽市の予算では年間の経費はどのくらいかかっているのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

独身寮の維持管理経費としましては、約 147 万円です。

菊地委員

正規の教職員の方は、お入りになっていらっしゃるということでしたけれども、最初にこの職員独身寮の目的として、住宅困窮者に対する提供ということがありましたが、臨時で採用される期限付教員に対しても、そういう提供目的の役目は終わったというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

現在、正規の教職員が入る予定がなくて、期限付教員の入居が主になっていますけれども、その期限付教員につきましても本年度は 24 名中 6 名の入居となっております。それで実態といたしましては、欠員等が生じた場合に、期限付教員の応募、依頼をかけるのですけれども、その中で何人かからは住宅についての問い合わせがありますが、聞かれるということはあまりない状態なのです。

菊地委員

それにしても 6 名の方は、現在お入りになっていらっしゃるわけですね。正規の教職員と違って、給与面ではさらに厳しい状況にあるわけですから、全て廃止して民間のアパートなどを利用するということになると、また生活状況が厳しくなると思うのですけれども、そういう意味で期限付教員が集まりづらくなるという心配はないのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

期限付教員は、札幌とか余市から通勤されている方が多いという実態もありますので、教職員独身寮を廃止することによって期限付教員の採用に影響がないとは言えませんけれども、それほど支障がないものとは考えておりません。

菊地委員

先ほど古い建物であり、その危険性についても指摘されていたのですけれども、計画どおり 3 月に廃止したとしたら跡地はどうするのですか。危険というからには、すぐに解体する計画はあるのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

廃止した場合のその後の跡地利用につきましては、今のところまだ計画は立てておりません。

(教育) 教育部川田次長

現在は行政財産ですけれども、廃止いたしますと普通財産になりますので、その部分につきましては市長部局とも協議をしてみたいと考えております。

菊地委員

入所されている方は、期限付教員ですから 3 月で皆さん期限が切れるのですが、引き続き採用されるということはないのですか。

(教育) 学校教育課長

現在入っておられる期限付教員の方は、年度当初の欠員の補充の部分と、それ以外には例えば産休の補充という形で入っておりまして、今のところ任期が来年度にまたがっているという状態の人はおりません。

菊地委員

期限付教員が集まりづらくなるという心配はないということですね。建物が危険だということですが、いろいろな方の意見をよく聞いて、計画どおりに廃止するということになるのかどうか、その辺は慎重にお願いした

いと思います。

公立高等学校配置計画案について

次に、公立高等学校配置計画案についてお尋ねいたします。

関係機関、特に高校の方々に対しては、意見を集約していくための呼びかけをなさるといことは、先ほど伺いました。これは平成 25 年度以降の計画ですから、現在の中学生、それからこの 25 年度以降に高校生になるという生徒あるいは保護者に対する説明とか、意向をお尋ねするということについては、何か考えていらっしゃいますか。

(教育) 学校教育課長

意見交換の場の設定について、現在、関係公立高校と協議を進めていくわけですが、それ以外には、市教委として、市内の中学校の関係者の意見についても集約していく必要があると考えています。

菊地委員

いつも道教委に対しては、公立高等学校の適正配置の問題で間口が狭くなることに危機感を感じて、PTAとか教育委員会、それから教職員組合の教員と一緒に要請行動にたびたび行っているのですけれども、行って何か変わったという経験はないのです。それぞれの思いで要請はするのですけれども、もっと小樽市内の現実の生徒とか保護者の意向に沿った要請をすべきであり、全体的に迫力に欠ける要請だと私自身もじくじたる思いでその場に参加しているのですけれども、例えば小樽市は職人のまちですから、商業校の優位性をアピールしたり、それから高校教育まで見通した小樽市の教育のあり方、そういう意味で情報交換とか市民合意をつくっていくということが、これからはさらに必要になってくると思うのですけれども、そういうことについては教育委員会が音頭をとってできるのかどうかということはあるのですけれども、要請へ行く前のそういった運動というのは、必要ではないかと感じているのですけれども、その辺についてはいかがですか。

(教育) 学校教育課長

従前は、どちらかという計画案が示されて、その計画案の中で急きょ間口削減が出てきて、それからどちらかという急いで陳情なりの行動をとっていくという形だったので、今回、平成 24 年度は削減の方向が示されていないわけですが、それ以降について検討を要する部分が見られました。地域別検討協議会の中でも要するに道教委から今後のあり方について、地域の声をという形で出されており、それを基に道教委としても計画なりを考えていくと示されていますので、そういった意味で市内でどういう実態があるのか、どういうニーズがあるのか、そういう意見をとらえながら道教委に対して意見をぶつけていきたいと考えています。

菊地委員

そういう意味では、これまでの高校進学動向について、資料なども示されたほうが良いと思うのですが、そういった資料というのはきちんととってあるし、動きについては把握されているのですか。

(教育) 学校教育課長

平成 20 年度分は、まだ集計中なので、例年そういう進学状況の調査については行っております。

菊地委員

計画が示される前に、皆さんでいろいろな意見交換なり情報交換なりをしていくために、地域の呼びかけなどには、皆さんで積極的に参加していけたらいいと思っていますので、ぜひそういう場をたくさんつくっていただきたいと思います。

緊急雇用創出事業について

第 1 回定例会の補正予算で示されていた緊急雇用創出事業について何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、小樽市小中学校環境整備事業というものがありましたけれども、この事業内容の進捗状況についてお示してください。

(教育)総務管理課長

緊急雇用創出事業の小樽市小中学校環境整備事業についてでございますけれども、これは小中学校 41 校のカーペット清掃、それからトイレの床を抜本的にきれいにする、校舎の窓を清掃するといったような事業でございます、今のところ、ちょうど本日午前中に業者の説明会を行いまして、事業についてこの緊急雇用創出事業の内容を説明したところです。来週には入札をいたしまして、夏休みに入ってから実際に事業を進める予定でございます。

ふるさと雇用再生特別事業について

菊地委員

続きまして、ふるさと雇用再生特別対策事業です。

総合博物館の関係ですが、事業名としては「ミュージアム・コミュニケーター」育成・活用事業ですけれども、この事業内容と進ちょく状況についてお尋ねしたいと思います。

(教育)総合博物館主幹

「ミュージアム・コミュニケーター」育成・活用事業につきましては、総合博物館が所在する手宮地区が北海道鉄道発祥の地という特異性と、それから周辺にございます旧日本郵船小樽支店や手宮洞窟というようなものを含めた手宮地区の総合的な文化財の案内、それから解説も含めた活動をしていただくミュージアムコミュニケーターを育成し、そしてその育成されたコミュニケーターが博物館を含む文化財を活用して、さまざまな事業やイベントを実施していくことを目的とした事業でございます。この事業につきましては、NPO法人の北海道鉄道文化保存会のほうに委託をいたしまして、昨日より事業を開始したところでございます。

菊地委員

市民ボランティアと共同でのイベント運営ということですが、実際市民ボランティアは、こういった方が参加されているのですか。

(教育)総合博物館主幹

市民ボランティアは主に二つのグループに分かれておりまして、一つは、総合博物館のボランティアの皆様。これは周辺の花壇の掃除とか、ごみ拾いをされるような方から植物や文献の調査を一緒にやっていただくような方も含めて、およそ登録人数でいきますと 100 名近くの方々がいらっしゃいます。それとは別に、NPO 鉄道文化保存会のボランティアという方たちがいらっしゃいまして、この方たちは、NPO の資金の獲得のためのアイスキャンディの販売や、それから土日を中心に行っておりますけれども、当館に所蔵しています鉄道車両の修復といったものを担当していただいております。

コミュニケーターとボランティアの関係は、こういったボランティアの人たちの動きを統括して博物館の活用に向けてその事業をやっていくことであり、ボランティアと一緒にやる部分もちろんあるのですけれども、そのボランティアの動きをまとめて一つの方向に向けていく、いろいろな事業を組んでいくというのがコミュニケーターの仕事と考えております。

菊地委員

なかなか頭の中で理解するというのはちょっと難しいのですけれども、本当に博物館のさまざまな事業では、NPO とか、市民ボランティアの方々の協力を上手に活用されていると思っておりますけれども、そういうふうな事業を行うにあたり、スムーズに協力を得るための努力というか、大変な思いをされてきたのではないかと思いますけれども、その秘けつみたいなものはありますか。

(教育)総合博物館主幹

秘けつはございませんが、総合博物館をつくるときのコンセプトの一つとして、市民とともに歩む、市民とともに育つ博物館というのを考えておりました。ですから、企画の段階から市民にはどんどん参加していただきまして、御意見を伺いました。それから、実行の段階につきましても一緒にやるというスタンスで、調査研究に関しまして

もボランティアと一緒にやる部分のほか、ボランティアが独自に調査研究をされる部分を学芸員が支援をするというような形もっておりますので、学芸員と一緒に横に並んで活動をしていくというような状態でいきたいと常々考えて実施をしております。

菊地委員

総合博物館の事業とか成り立ちは、すぐれてこれからも小樽市民の財産になっていくものと考えていますので、そういうところに企画の段階から市民ボランティアの皆さんが参加できるということが、すごい大きな強みとっていますので、ぜひ引き続きその立場で奮闘していただきたいと思います。

特別支援教育支援員について

続いて、特別支援教育支援員の活用について、現行の支援員について、人数と配置学級についてお尋ねしたいと思います。

(教育) 学校教育課長

特別支援教育の関係でございますけれども、現在、従前からいわゆる肢体不自由児学級が介護員を入れていましたけれども、これを含めまして介護員が 5 名で 5 校、それと支援員が 5 名で 5 校、合わせて 10 名配置しております。

菊地委員

今年度予算の 490 万円というのは、この 10 名分の人件費ですか。

(教育) 学校教育課長

予算上は、介護員の部分と、それ以外の支援員の部分で事業名は別々になります。

菊地委員

それでも支援員 10 名分に必要な一般財源は交付税措置の算定基準には入るのですか。

(教育) 学校教育課長

10 名分といいますか、その支援員につきましては、一応交付税に算入されているということにはなっております。

菊地委員

されていることになっているという微妙な言い回しですけども、特別支援教育を必要とする児童の在籍人数は、何名ぐらいですか。

(教育) 学校教育課長

実際に学校で支援を必要とする児童・生徒の数というのは、ちょっと今集計表を持ってきていないので後からお知らせいたします。

菊地委員

問題なのは、10 名の支援員で実際に必要とされている支援教育になっているのかどうかということがあると思うのです。現場の要請とか、保護者の要請、そして何よりも子供の要求にこたえた活用と配置に向けて 10 名ではとても足りないのが現実ではないかと思っているのですが、交付税措置は、平成 19 年度からだったと思うのですが、20 年度ようやく小樽市としては、特別教育支援ということで活用することになりましたけれども、今後の活用と配置に向けて教育委員会が考えていることについてお示しいただければと思います。

(教育) 学校教育課長

特別支援教育支援員につきましては、平成 20 年度からモデル事業という形で 5 校に配置しました。その際は、支援を必要としている子供たちの数、要するに学校で考えているその子供たちの数が 10 名以上いた小学校 5 校に配置した状況になっております。21 年度は、引き続きその学校に配置したわけですけども、今後につきましては、20 年度フルに 1 年間経過した中で、その効果や実態につきまして、検証しながら今後に向けてどういう配置のあり方がよいかなどを検討していきたいと考えています。

菊地委員

ぜひ原課の要請、それから保護者の要請に添った形での方向性を示していただきたいと思います。

火災の出火原因について

消防についてお尋ねしたいと思います。

最近、火事が多いのではないかという気がしています。本年も既に何名かお亡くなりになっている状況ですけれども、火災の原因の主なものについて、この 3 年間ぐらいの傾向についてお示してください。

(消防) 予防課長

過去 3 年間の火災の出火原因についての御質問でございますが、平成 18 年度の火災件数は、総件数が 74 件のうち上位 3 位までの出火原因につきましては、放火又は放火の疑いが 17 件、それからコンロによる火災が 13 件、たばこが 7 件。19 年度は、火災総件数が 92 件のうち、放火又は放火の疑いが 15 件、コンロが 8 件、たばこが 5 件。20 年度の火災総件数 80 件のうち、放火又は放火の疑いが 13 件、コンロが 9 件、たばこが 9 件。また、本年度今日現在の火災総件数 34 件のうち、放火又は放火の疑いが 4 件、電気配線の火災が 3 件、たばこが 2 件となっております。

菊地委員

電気配線は 3 件と言いましたか。

(消防) 予防課長

電気配線が 3 件でございます。

菊地委員

電気配線というのは、いわゆる漏電ということでしょうか。

(消防) 予防課長

電気配線につきましては、コードの接触不良、コードの劣化、家具等で電気配線を踏みつけたことによって配線に負荷がかかり出火をしたという状況でございます。

菊地委員

いわゆる電気配線のことについては、今、聞きましたけれども、漏電ということに起因する件数というものもあると思うのですが、それはどのくらいあるのでしょうか。

(消防) 予防課長

漏電が出火原因と思われる火災につきましては、平成 18 年から 21 年今日現在まで発生しておりません。先ほども申しますとおり電気に起因する火災の大半はコードの接触不良、コードの劣化、家具等で電気配線を踏みつけたことにより配線に負荷がかかり出火をしているというものが大半でございます。

菊地委員

コードの劣化による火災を防ぐ予防対策というのは、どういうふうにされるのでしょうか。

(消防) 予防課長

電気配線一般の防止対策、呼びかけでございますが、電気保安協会等では漏電に関して定期的な点検・検査を行っているのとっておりますけれども、消防本部におきましては、庁内に配布しております広報誌「消防 119」や火災予防期間中などに行う防火行事配布の広報用パンフレットを通じまして、コンセント等の適正な利用、また、たこ足配線の防止やコンセント回りの清掃について市民の皆さんにお知らせをしているところでございます。

菊地委員

そうは言いますが、老朽化した家屋で高齢者の方が住んでいるということになると、こういう呼びかけではなかなか改善しないのではないかと思うのですけれども、この先何か消防本部としてできる対策は、あるのでしょうか。

(消防) 予防課長

老朽化した建物に対する漏電火災の防止に関する指導でございますけれども、消防設備の必要な対象物とそれから一般住宅等について分けて説明をさせていただきます。

老朽化した対象物、建物につきましては、年間を通じて実施しております立入検査の際、消防設備や防火管理面の指導とともに、電気器具、コンセントなどからの火災と出火防止について説明し、点検の機関による定期的な検査、点検を行うよう説明し、指導を行っているところでございます。

また、一般住宅等におきましては、火災予防運動期間又はシルバー防火期間中を中心として、防火訪問を行っております。火災予防とともにタコ足配線の防止、電気器具の適切な使用について説明を行い、今後も出火防止を呼びかけていきたいと考えております。

菊地委員

消防本部の皆さんの御苦労だけでは、なかなか大変だとは思いますが、結構火災件数も多いですし、最近亡くなられた方も多いということですので、予防についてさらなる御努力をお願いしたいと思います。

次に、議案についてお尋ねしたいと思います。

議案第 4 号について

地方税法の改正に伴う市税条例の一部改正による住宅ローン特別控除です。先ほど御説明いただきましたけれども、それによって政府の試算では、新設住宅着工戸数が 9 万 3,000 戸増加し、4 兆円の波及効果が見込まれるというふうに再三言っているのですが、本市での住宅建築戸数、経済波及効果について、市民税課にお尋ねしてわかるかどうかという疑問はあるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

(財政) 市民税課長

確かに市民税課として、どれだけの波及効果があるかという部分では、非常に答えにくい部分もありますけれども、ただ市税の減額措置ということで今回措置されておりますが、これにつきましては法人市民税上の減額措置であります。この減収分については、国のほうから減収補てん特例交付金という形で、全額手当されることになっておりますので、市税上の減額についての影響はないと思います。ただ、先ほども説明しましたが、あくまでもこの制度というのは、現在の経済状況にかんがみて、住宅投資によって景気対策を図るのが目的でつくられておりますので、この制度を利用して住宅の新設に着工されることによりまして、市内の住宅業界なりが潤ってくれば、従業員の方々の給料が上がるという部分で、法人市民税にも反映がされてくるかと考えております。

菊地委員

もう少し様子を見なければ何とも言えないということではあると思うのですが、また違うところで、この経済波及効果などについては、追跡していきたいと思っております。

それから、金融税制ですけれども、この上場株式などの配当・譲渡益に対する軽減税率の推移と、それから小樽市税への影響を経年的にお示しください。

(財政) 市民税課長

今回提案しました上場株式等の配当所得、それから譲渡益についての軽減税率の関係ですが、この制度ができ上がった平成 15 年からこの軽減税率を税制改正で成立しております。本則 3 パーセントの税率が、このとき 6 割の 1.8 パーセントの税率を適用するという軽減税率で推移しております。

(「あと市税への影響というのは」と呼ぶ者あり)

それで実際に市税への影響でございますが、平成 16 年度からの影響としまして、16 年度が約 1,200 万円、17 年度 2,600 万円、18 年度 3,000 万円、19 年度 3,300 万円、20 年度は決算見込みですけれども 1,600 万円程度と考えております。

菊地委員

そういう軽減措置をとることで、ちょっと計算はできないのですが、市税に影響はあるわけなのですが、あまり個人的にこれで潤う人というのは少ないのではないかと思います。自治体に対しては大きな影響があるということで、これは国としては、何か財源措置として考えていることはあるのですか。

(財政)市民税課長

ただ、これは全額減収になるということではなくて、その一部が交付金の形で、本市にも入ってきておりますので、先ほど言った額まで影響はしていないというように考えてございます。

菊地委員

私たちは、これについて金持ち優遇ということで、ずっと批判してきているのですが、譲渡益で大きくもうける人は税金が少なくなるわけですが、全体として国税も収入減になるわけでしょう。それでいて自治体に対しては、一部とはいえ交付金で措置をする。一体国はどこからその財源を手だてしているのかという疑問がわくのですが、財政部長はその辺はおわかりになりますか。

(財政)税務長

一般的な話ですけども、総体的な国の税の考え方というのは、全体で幾ら必要かという大枠をまず決めて今までやってきまして、例えば税収として 50 兆円必要であれば、ある一定の税制、税目の中で増額したり、減額をしたり、この前のように消費税の増額、定率減税などいろいろな方策をやって、ある一定程度の税収を確保しようということで、各税目で調整しているところは我々も認識しておりますし、今回の金融税制につきましては、やはり一度回復しかけた経済が、昨年の金融不安の中で、一挙に状態が悪化しているということがあって、これではいけないということで、昨年もこの部分で廃止するような提案をさせていただきましたけれども、世の中が大幅に変わり、さらにこれが延長になってきましたので、あくまでも今回の経済対策の一環として、当面の間続けていこうという考えであって、先ほど言いましたような金持ち優遇とかそういうことは一切関係ないと思いますし、今回のこの金融税制の中で、政府のやりとりをちょっとインターネットで確認したのですが、必ずしもお金持ちの方がやっているのではなくて、最近では年収が 500 万円とか 700 万円とか、そういう所得の階層の人たちが 6 割 7 割いるということもありますので、必ずしも金持ち優遇とは考えていません。

財政部長

最後のほうで財源のお話が若干あったのですが、基本的に経済対策をつくっている財源なのですけども、そのときの経済情勢にもよりますし、今回の場合ではいわゆる埋蔵金と言われてはいますが、実際は赤字国債だったのですけれども、それでも財源になります。一般的にもそうですけれども、行政が厳しいときに経済対策を打って何かをやっていく基本的な財源として考えているのは当面の間、赤字国債での対応ということになるかと思えます。

菊地委員

株とかそういうことには全く無縁な私にもすれば、やはり大きくもうけているところには、きちんと税金を払っていただければ、この先何やら不穏な動きのある消費税の大増税などはしなくてもいいのではないかと思います。もあるものですから、全く赤字国債を発行せずに国の財源措置をするということは不可能かと思うのですけれども、いろいろな考えもなしに赤字国債を発行されるのも困ったものという思いもあります。

では、600 万円、700 万円の年収の人が株取引などをして、それでこの軽減税率に該当するというのは、実際あるのですか。

(財政)税務長

それは、あくまでも個人が株を持っておりまして、決算期になったら配当がありますので、配当に対する課税と、その株を売買した場合、それにかかわる譲渡益等に課税されるものですから、その後、個々いろいろな持ち株とか

あると思いますが、土地とか個人資金が該当すると思われます。

菊地委員

日本の経済の仕組みが、大きく影響を受けているのは、そういった株売買によるところで利益を得ようとするところに大きくシフトしていったからだというふうにも言われていますけれども、いずれにしても税務長は必ずしも金持ち優遇ではないとおっしゃいますけれども、大きく恩恵を受けているのは、やはり大きく株を動かして、譲渡益でもうけている人たちではないかと思います。

ところで、平成 21 年度以降の市税への影響では、どういう財政計画を立てていらっしゃるのでしょうか。廃止される方向で市税収入を見込むということで計画を立てていましたか。

(財政) 税務長

まず、平成 21 年度予算の作成に当たりましては、昨年の金融不安などがありましたので、こういう状況で株価もずっと下がっておりますので、それと企業によっては赤字決算のところもありましたので、私どもとしては、減額の中で見積もっておりました。ですから、そういうような税制改正の中身もそうですけれども、経済状況を見ながら一般的には予算の段階で見込んでおります。

菊地委員

では、平成 21 年度の予算には大して影響がなく、これは、この先出てくるとしても、財政健全化計画の市税収入のところでも大して影響はないということでしょうか。

(財政) 税務長

全体的な中身からいきますと、数百万単位でしたら、さほど影響はないと思いますし、市税の中から外れ、交付金として来ますので、税の中では影響は実際にはありませんけれども、一般財源や一般会計の中では、ほんの少しはあるかと思います。

菊地委員

どちらにしましても、経済政策によって、私たち個人の所得が大きくなっていき、消費能力が高まっていくことが、国の経済でも地方の経済でも活性化していく一番順当な道だと思っているのですけれども、今度のこの軽減税率が、果たしてそういうことに寄与できるのかどうかということも含めて、批判すべきところは批判していきながら本来の経済の活性化のあり方に言及していきたいと思っていますので、今後ともこれにおいては論議をさせていただきたいということで申し入れまして質疑といたします。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

久末委員

学校式典行事における体育館ステージの利用について

教育委員会に 1 点だけお聞きしたいと思います。

最近学校の式典の行事にステージが使われていないのですけれども、なぜそのようになったのか、理由がありましたらお知らせください。

(教育) 指導室主幹

学校におきましては、入学式、卒業式という儀式的行事がございます。これにつきましては、学習指導要領に基づきまして、その中においても儀式的行事という位置づけがございます。そこでは、「学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳肅で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるような活動を行うこと」として示されております。教育委員会としましては、各学校長に指導しながら、そのような形で進められるように指導しているところでございます。

久末委員

教育委員会としては、そのように指導をしておられると思うのですが、学校現場ではそういうことではなくて、ただいまおっしゃったように、これは本当に厳粛な式典だと思うのです。ですから、そういうために一段高いステージが体育館に設けられていると思うのですが、せっかくあるものをどうしてそういうふうにしななければならないのかというのは、私たち御案内をいただきまして出席する者としては、何でもこういふことをするのだらうと、いつも疑問を持ってしまうわけです。ですから、保護者もやはり式典ということで非常に厳粛に受け止めておりまして、和服で来られる方など、皆さんきちんとした形で参加しておりますので、やはりそういう皆さんの気持ちも踏まえて、やはりあるものは、昔はきちんと使っていたと思うのです。私たちもいつの間にか変わってしまっているの、何でもこうなってしまったのだらうということ、理由もわからず出席させていただいてきたのですけれども、やはり体育館を建てる時にそういうものも考慮した上でステージを設けたと思うのですから、それを無視して、一段ちょっと高くなったところに置いて、何か本当に厳粛さが欠けているというか、私たちにしてみますと晴れの卒業式、入学式ですから、それはそこらの単なる集まりとは違うと受け止めて出席しているものですから、やはり教育委員会としまして、学校に申入れをしまして、そのように見られている一般の人たちもいるので、その辺のところには配慮してほしいということをお願いしたいと思っておりますけれども、そういうことは教育委員会として言えますか。

(教育) 指導室長

先ほど主幹のほうからも儀式的行事のねらいについては答弁しましたが、最終的に行事を実施するのは校長ということになっております。それで、いろいろな学校の実情や事情であるとか、あと校長の思いと地域の思いなどいろいろあると思いますので、今、地域とか保護者の意見を十分聞いたかどうかということで、ちょっと疑問な部分がございますので、委員がおっしゃったような御意見があったということは校長会等を通して各校長に話をし、その中でより一層ねらいに応じた実行ができるように指導してまいりたいと思います。

久末委員

それを要望して終わります。

入学式・卒業式の形式について

横田委員

ただいまの入学式、卒業式に関してですが、フラット形式というか、統計もとられていることと思いますが、現在、フラットとステージを使ったものとの比率はどのくらいでしたか。

(教育) 指導室長

平成 21 年度の入学式での数値でございますが、小学校でステージは 1 校、中学校でステージが 7 校となっております。

横田委員

残りはフラットということで、わかりました。

公立学校配置訂正案の中の後志学区高校配置計画案について

教育委員会に何点かお尋ねいたしますが、先ほどの報告の中にもありました公立学校配置訂正案の中の後志学区高校配置計画案についてです。地域でその検討を重ねていくということですが、これは平成 25 年度のいわゆる職業学科の再配置についての議論をするということですか。23 年度の 1 間口ずつの減は特別入っていないということなのですか。

(教育) 学校教育課長

意見交換の場の設定につきましては、今回、配置計画案の中で、新たに平成 24 年度の計画内容が示されたわけで

すけれども、23 年度分までにつきましては、前回の配置計画で既に決定されております。また、今回は 25 年度以降の見直しも示されたわけですが、その中で、再編等の検討について示されているものですから、その部分について意見等を交換するような場の設定について協議してまいりたいと考えております。

横田委員

平成 24 年度にたぶん出るのしょうから 22 年度、23 年度と 2 年ぐらい検討していくということでもいいですか。そうではないのですか。

教育部長

学校教育課長からも申し上げましたが、5 月 11 日の地域別検討協議会の中で、具体的な時期というものは、道教委のほうからもなかったのですけれども、長いスパンで道教委としても考えていきたいという、そういった部分が示されております。

それともう一つは、地域でどういう公立高校のあり方を望むのか、それを一定程度まとめて、まとめてというところまでは言っていないのですけれども、地域の意見として道教委のほうにも出してほしいという部分がありました。それで、私どもといたしましては、御承知のとおりこの間ずっと公立高校の間口削減というのは、ほぼ毎年のように続いていた経過があるのですけれども、昨年示され、本年もまた平成 25 年度から 28 年度までの見通しの中で出たわけなのですけれども、職業学科については、小樽市で言えば商業と工業と水産が該当するのですけれども、この再編という言い方というのは、やはりこれまでの間口削減とは基本的には違うものが出されているという、そういったことも踏まえまして、市教委あるいは中学校長会、それから義務教育の P T A だけではなくて、高校そのもののあり方にかかわる問題になってくるということも含めて、高校関係者も含めた意見交換、協議の場が必要であるということで考えております。その意味では、いつの時点で道教委が具体的な時期を示すのかはわからないわけですが、私どもとしては、この 24 年度 1 年間は、具体的な動きがないわけですから、その意味では一定程度の協議時間もあるということで、協議の場を設定していきたいと思っております。

横田委員

たしかに平成 24 年度は、空欄になっているのですけれども、25 年度から仮にやるとすれば、もう 24 年度の動きは出てくるわけです。私もこの 11 日の地域別検討協議会に行きましたけれども、どうも道教委の御返事は、まあ、やりなさいよというような態度で、地域の声が大きければ再考するとまでは言っていなかったように私は聞き取りましたので、小樽市の力を結集して、なかなか難しい部分があるのしょうけれども、やっていきたいと思います。

教育の政治的中立性について

それでは、教育の公正性ということで、何点かちょっと私も疑問に思っていることを質問して、教育長の見解をお聞きしたいと思います。今、御案内のように選挙、政権交代の話も出ています。そんな中で、私は教育に政治が介入してはだめだということで教育委員会は独立した行政委員会になっているわけでありますので、政治的な中立性はしっかり守ってもらわなければならないと思うのですが、民主党の参議院議員の輿石東会長は、日本教職員組合の新年会でこうおっしゃっているのです。「日教組は、政権交代にも手を貸す。教育の政治的中立と言われても、そんなものはあり得ない。政治から教育を変えていく。私も日教組とともに戦う」と、こういうお話でした。報道もされていきましたので、いろいろお聞きになった方も多いかと思っておりますけれども、教育基本法や、それから教育公務員特例法でしっかりと、教育は政治的中立性を保たなければだめだとうたっているのに、こういう御見解を公党の相当な地位にある方が言われています。これは単に中央のことだからといって、そのままにしておくわけには、我々の立場としてはいきません。この小樽市には教育公務員がたくさんいるわけですが、そういう方々がこの発言をどうとらえているのかわかりませんが、この輿石議員の発言について、教育長のお考えをまず初めにお聞きしたいと思いますので、お願いします。

教育長

教育の政治的中立性についての見解でございますけれども、国民や市民の学校教育に対する思いというのは、市民の行動等を通じてすごく多様化しているのではないかというふうには私は思っております。しかしながら、少なくともさまざまな能力とか適正を持つ子供の可能性をできる限り伸ばす教育を用意する必要があります。そのことから教育基本法第 8 条で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対をするための政治教育その他政治的活動をしてはならない」となっており、子供たちへの指導に当たっては、政治的中立性は確保されなければならないものと私も考えているところでございます。

横田委員

それは法の解釈でありますし、我々も当然と思うのです。繰り返しませんけれども、政治的中立はあり得ないというお話ですので、常日ごろ政治的圧力という文言で、我々が非難されることもありますけれども、同じ口でそう言われるとちょっとどうかという気がします。それで今、言ったように、単に中央の話だからこちらは関係ないというのではなくて、やはりこの小樽市教育委員会でもしっかりとそういうことがないように、御指導していただきたいというふうには思っておりますので、お願いいたします。

中学校の教科書について

それともう一つは、これは北海道の話になりますけれども、新学習指導要領との兼ね合いといいたいまいしょうか、平成 21 年度から 23 年度までが移行期間で、この 4 月からやっていますけれども、ちょっと私は現物を見ていないからわかりませんが、中学校の教科書に島根県の例の竹島の領有について記載されているものがあると思いますが、小樽市の教科書はいかがですか。

(教育) 指導室長

今の竹島にかかわることでございますが、現在、中学校で使用しています公民は 3 年生で学習しておりますが、その中に竹島が明記されており、「日本固有の領土です」ということが記載されております。

横田委員

日本は、竹島はもちろん日本の領有権があるということは主張していますし、政府の公式見解にもなっております。反面、韓国は、独島といまして領域の主張をしているわけですが、我が国の教科書で、まさに今お答えいただいたように竹島は、日本の領有であるという記載があるわけですが、これについて北教組は、いろいろな論評を寄せておりますけれども、最後はこういうふうにとまどめてあります。「歴史的事実を冷静にひも解けば、韓国の主張が事実ののっとなっていることが明らかだけに、事は極めて重大なものとすもの」。要するに日本の国の見解と大きく異なった主張をされている。それで、これは東京の話ではありませんので、ここの話ですから、中学校の授業のときに、この竹島についてどういう授業をされるか極めて関心があります。これについて指導室のほうでは、何か指導をされているとか、その他の措置をされていることがあればお聞きしたいと思います。

(教育) 指導室長

竹島にかかわらず、学習指導要領の内容につきましては、すべて時数、そして指導内容について未履修がないようにということで指導しておりますので、このことについても同様ということでございます。ちなみに竹島が取り上げられているのは、国際社会と世界平和という中で取り上げがなされております。

横田委員

時数の未消化がないようにというのは当然のことですので、その辺をしっかりと検証していただきながら、よもやこれは、この記載は間違っている、韓国だなんていうことが決してないように、しっかりとした指導をお願いいたします。

小学校の外国語活動について

小学校の外国語活動について、何点かお聞きいたしますが、これも平成 21 年度の公立小中学校における教育課程

の編成実施状況ということで、外国語活動にかかわる計画の状況をインターネットで拝見をしました。これについてお聞きいたしますけれども、授業時数について、まだ導入がなされたばかりでありまして、小学校の 5、6 年生ですか、この時数について報告されている部分について教えてください。

(教育) 指導室主幹

小学校の外国語活動につきましては、小樽市においては、平均約 14 時間程度と聞いております。5、6 年生で実施ということになっております。

横田委員

14 時間ですね。新学習指導要領には 35 時間と書いてあり、全国の平均値が 28.2 時間ですので、小樽市はまだまだ少ないと思いますが、実施していない学校はあるのですか。

(教育) 指導室主幹

そのような学校はございません。

横田委員

全校でやるということですね。5 年生のみ、6 年生のみの実施という例はありますか。

(教育) 指導室主幹

5、6 年生でということ、6 年生のみという例はございません。

横田委員

わかりました。なぜ聞いたかといいますと、以前に教員の方々が外国語活動の研修会に不参加ということで、報道もされましたし、当委員会でも議論になったからです。何年かで 35 時間にするのでしょうかけれども、そのためにはやはり教員に資質がなければ、これはいくら授業時数をとって反映されないし、意識に結びつかないと思います。教員の研修への参加状況について、今年度はいかがですか。

(教育) 指導室長

今年度の道教委主催の小学校における外国語活動の研修会についてであります。5 月 13 日から 15 日に仁木町で開かれまして、昨年度参加しなかった 13 校がすべて参加ということになっております。

横田委員

今年度は、昨年度参加しなかった 13 校が全部出たということですね。わかりました。参加の呼びかけもありましたし、それから当初の活動方針の中では外国語活動に反対しているということも言われておりましたので、ちょっと心配しましたがけれども、全部参加ということで安心しました。小学校 5、6 年の英語は、しっかりとやらなければならないのは、もちろん決められたことですが、今、言われたように教員の指導を強化し、さらに英語力をつけていただく、英語力のない方は教えられないわけですから、その辺もしっかりとお願いいたします。

教員免許の更新について

次に、教員の免許更新の質問をさせていただきますが、これは本年度から始まりましたが、復習の意味も兼ねて、どういう仕組みなのかを教えてください。

(教育) 学校教育課長

免許更新制についてですけれども、平成 19 年に教育職員免許法が改正されまして、本年の 4 月 1 日から免許更新制が導入されました。この更新制は、その時々で教員として必要な資質・能力が保持されるよう定期的に最新の知識・技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目指すもので、基本的には 10 年ごとに更新講習を受講して修了しなければ免許が失効するということになっております。

横田委員

もちろん講習を受けるわけでしょうけれども、講習の時数とその費用について教えてください。

(教育) 学校教育課長

まず、更新講習ですけれども、これは期限が切れる前 2 年間のうちに 30 時間以上の講習を受けることが必要となっております。この講習につきましては、文部科学大臣の認定を受けた大学が開設しますけれども、その際の受講料につきましては、本人負担となっております。

横田委員

10 年に 1 回というのは、たぶん年齢か何かでやっていると思いますけれども、本年の対象者数とその対象者のうち受講を既に申し込んでいる人数を教えてください。

(教育) 学校教育課長

直近で、免許の終了の確認期限が来るのが平成 23 年 3 月 31 日で、35 歳、45 歳、55 歳になる方が対象になってきますけれども、その人数につきましては 53 名おります。これらの方の実際の申込みにあたっては、直接本人が受講しようとする大学に申し込むものですから、試験のことは特に把握はしておりません。

横田委員

平成 23 年になるからまだ把握していないということなのだけれども、免許は最後の試験を通らなければ失効するわけですね、それを教育委員会が把握しなくて大丈夫なのですか。

(教育) 学校教育課長

まず、対象者につきましては、道教委から、何年度はだれが対象になりますということで通知しておりまして、それにつきましては、既に押さえていますけれども、その中で、それ以前の 2 年間で、それぞれ 30 時間の講習を受けることになりまして、その修了証をもって今度は道教委に対して更新手続きをとることになります。その中で、道教委のほうから、こういう受講状況になっているので、例えばまだ済んでいない方は、注意を促してくださいという通知が来るかと思えます。

横田委員

はい、わかりました。何か全国平均は申込みをしている人が 60 数パーセントで、本道は 16 パーセントぐらいらしいです。小樽市はわからないということですが、教員を振り落とす更新ではないはずですから、先ほど冒頭で目的を申しされたように、よりよい教育をとということでしょうから、しっかりと受講されるように指導のほうをお願いします。

山田委員

天然芝の購入について

それでは、天然芝の購入について、何点かお聞きいたします。前回もこういう質問があったと思いますが、観点がちょっと違いますので、質問させていただきます。

まず、東京都が都内の小中学校に一、二週間の期間で芝生をレンタルしているということで聞いております。また、この件について、文部科学省は、平成 7 年から小中学校と特別支援学校を対象に校庭の芝生化を進めているとも聞いています。

全国の公立小学校、中学校、高等学校の芝生化のパーセントと何校あるのかお聞かせください。また、どのような理由で検討されたのか、あわせてお聞かせください。

もう一点、現在、小樽市内で芝生を敷いている小中学校は聞きませんが、幼稚園では例があります。導入したとして費用や効果など、おおよそ概要を教えてください。

(教育) 総務管理課長

全国の小・中・高等学校の芝生化の校数とパーセントでございますけれども、ちょっと資料が古くて申しわけございませんが、文部科学省調べ平成 18 年 5 月の統計で、屋外運動場における芝生の整備率ということでございます。

まず、小学校が総学校数 2 万 2,607 校、芝生化整備校が 756 校、芝生化の整備率が 3.34 パーセントでございます。次に、中学校が総学校数 1 万 190 校、芝生化整備校が 307 校、整備率が 3.01 パーセントでございます。次に、高等学校が総学校数 4,051 校、芝生化整備校数が 284 校、芝生化整備率が 7.01 パーセントでございます。

次に、学校がどのような理由で、導入したかということでございますけれども、まず環境問題から来ていまして、ヒートアイランド対策、その他の部分の環境教育に役立てるとい部分があります。それから児童・生徒が自然に親しむとともに屋外活動を促進することになりますので、子供の体力づくりに役立つといったものが大きな理由というふうに聞いております。

それから次に、小樽市内の幼稚園での導入例でございますけれども、一つの幼稚園で導入しているということをご私どものほうでも聞いておりました、芝張りの費用といたしまして大体 400 万円から 500 万円程度、初期費用としてかかったと伺っております。その効果といたしましては、園庭にすぐ出ることができるということと、園児がはだして遊ぶことができる。子供が転んだ場合でもけがをする確率が少ない。雨が降った場合でも泥だらけにならないで遊んだりすることができる。それから、環境にいいという部分と景観上、見た目もグリーンでいいといったところが効果として挙げられております。ただ、課題としては、常に芝刈りが必要なところが難点というふうに伺っております。

山田委員

費用と効果の部分では、やはり養生する部分がたぶん小樽市の小中学校の予算の中では、できないのかと私自身も思っております。

その次に東京都は設置を促すために平成 19 年度から費用の半額から全額の補助を始めていると聞いております。それで、国の補助制度や助成制度がまずあるのか、またあれば条件について教えていただきたいと思っております。また、この利用状況もあわせてお聞かせください。さらに、幼稚園などで導入したい場合、申請や手続についてもお教え願いたいと思っております。

(教育)総務管理課長

国の補助制度、助成制度についてでございますけれども、文部科学省の「安全・安心な学校づくり交付金」のメニューの中に、屋外教育環境の整備という項目がございます、交付金の算定割合は 3 分の 1 となっております。その中で、屋外環境整備のグラウンドの部分で芝張りというものがございます。交付金の算定は、対象の単価というものが、また別に細かく決められているとは思っておりますけれども、1 校当たり 1,000 万円以上の事業を対象として、6,000 万円を限度とするということになっております。

また、このほかに環境を考慮した学校施設エコスクール推進事業のパイロットモデル校事業というものも別にございまして、こちらのほうは文部科学省、農林水産省、それから経済産業省及び環境省で、それぞれ支援措置を講じているというものでございます。

それから、利用状況、実績の部分でございますけれども、先ほどの文部科学省の屋外教育環境整備事業において芝張りを実施した学校数ということで、300 平方メートル以上のある程度大規模なものということで、平成 19 年度の数字がございます。これでいきますと、19 年度は全国で 29 校、この時点での累計数が 366 校となっております。それから、幼稚園の部分でございますけれども、幼稚園の部分も小中学校と同じような形で、文部科学省の事業で個々のメニューがございまして、幼稚園施設の整備という部分で、屋外教育環境の整備という中に、屋外運動場広場の整備という部分が挙げられております。これにつきましても、「安全・安心な学校づくり交付金」の部分で算定されまして、算定割合は 3 分の 1 となっております。ただ、どのような形で申請するかという詳しいことまでは、申しわけありませんが、承知しておりません。

山田委員

全国学力・学習状況調査結果と学力向上策について

次に、学力向上策について、何点かお伺いいたします。

今回、文部科学省が実施されました全国学力・学習状況調査は、2年連続で低迷する大阪府と、我が小樽市も同様のことと認識しております。最初にこの結果が通知されるのは、まず何月ごろになるのかお答えをいただいて、本市が今までに行った施策などをお聞かせ願いたいと思います。

(教育)指導室主幹

全国学力・学習状況調査でございますが、本年度につきましては、文部科学省からの通知によりますと、道教委や市教委へ9月ごろに結果が送付される予定となっております。

また、小樽市教育委員会としての具体的な取組としましては、指導改善への5ポイントとしまして、基礎的、基本的な知識や技能を確実に定着させる指導の充実等、五つのポイントを設けて、具体的な取組を行っております。その中においても教員の資質向上ということも今非常に大事ですので、ブラッシュアップ講座としまして、生徒指導の機能を生かした講座、またスキルアップ講座として、学校図書館の利用の指導、また家庭への啓発資料としまして「確かな学びをはぐくむために」というのを4月に発行して配布しております。また、小樽市PTA連合会において啓発をしたり、さまざまところで取組を講じているところでございます。

山田委員

先ほど大阪府の名前を出したのは、橋下知事がいろいろな形で今、取組をしているということが新聞にも載っているからです。この施策の中では、百ます計算や、漢字の書き取りや算数の反復学習が取り上げられて、また新しい試みで、ニンテンドーDSのゲーム機を小中学校の各校に40台ずつ貸し出し、さらにいろいろなアイデアで学力向上を目指していると聞いております。また中西府教育長は、9月上旬では来年の全国学力・学習状況調査で、平均正答率で全国平均を目指すという数値目標を挙げられたと聞いております。

そこでお聞きしますが、本市で来年に調査を実施されるとした場合、どのようなレベルを目標にされるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

(教育)指導室主幹

全国でいろいろな報道等がされておりますけれども、まずこの全国学力・学習状況調査の目的につきまして、これは児童・生徒が学習指導要領の内容をどれくらい身につけているのか、そのことを検証して、各学校における指導方法等、工夫改善を図ることを目的としております。そのことを御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

山田委員

さらに教育に拍車がかかるという意味で、明日にでもそういうレベルを上げるというわけではないのですけれども、やはり子供のやる気を出す、そういう施策をぜひ小樽市の教育委員会でも考えてほしい、そういう視点でちょっとほかの取組を話させていただきましたが、やはりそういった意味では限界もあると私も認識しております。学力は、家庭の教育力によるところも大きいと考えます。この部分では、たしか秋田県や福井県では、北欧フィンランドのようなレベルの高い結果が出ているということで承知をしておりますが、まずこの学力の高い理由はなぜなのか。

また、こういう生徒と地域とのつながり、保護者に対してどのように影響されているのか、また教員の家庭訪問、こういう部分でも親とのパイプづくりについての認識や行動、これをまずお聞かせ願いたいと思います。

また、会えない家庭はあったのかなのか、こういうような先生の人間力についてもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

(教育)指導室主幹

委員がおっしゃるように、家庭の教育する力ということが非常に大きな特徴であると私も思っております。平成20年12月に指導主事を秋田市の教育状況視察研修ということで派遣しております。その際に、地域とのつなが

りというところ、またそのほかのことについて12月の校長会議において報告したところでございます。その中で、秋田市の様子として何点が校長会議の中で話をさせていただいた点もございまして、例えば家庭との連携ということにつきましては、家庭訪問や夏休み、冬休み前に三者面談を行う、その中で学習習慣や生活習慣について、その課題や目標、実践成果について共有するとか、学校と家庭が一体となった取組をしているという報告を受けております。そのようなことが大事だと思っております。

また、教員の指導としまして、チーム・ティーチングに取り組み、個に応じた指導を充実しているとか、授業の中で、必ず自分の考えを説明したり、発言したり、そういう活動を取り入れて表現力、思考力、判断力の育成に努めているほか、学校としての取組としましては、自校の実践を記録、公開、交流し、語り合っている等、本市においても行われている共通な点もございまして、そのようなことで報告を受けているところでございます。一概にこれということはないというふうに思います。

また、会えない家庭ということでございますが、現在のところはございません。

山田委員

最後に、ある程度親が安定しないと、子供の教育の部分でもやはり安定しないと思うのです。この点において、もし地域が親に対して補助する、またそういうような地域社会が親を応援するようなものに対して、これからどういった形で取り組んでいかれるか、その点を聞いて終わりにしたいと思っております。

(教育)指導室長

現在、開かれた学校づくりの推進ということで、特に外部人材の活用について、いろいろ取組を進めていただいているところでございます。とりわけ地域に住んでいるいろいろな技能をもって、物づくりなどをしていただける方、あと学習の手助けをしていただけるような方もいるということを知っておりますので、そのような方々が入ることによって学校が活性化されると同時に、開かれていくということがあります。

それで、地域同士のつながりについてですが、いろいろな守る会などを活用しながら学校内外において交流を深めていく中で、それぞれが相互に作用して、いい方向に向けての取組に対して、市教委として何かお手伝いをしていきたいと考えております。

山田委員

本当にそういう形で、ぜひとも子供の自習また復習が定着するような施策をぜひとも今後とも続けていっていただければと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤(陽)委員

到達度評価について

一般質問で到達度評価の意味合いについてお伺いしましたので、それに関連して伺います。

まず、いわゆる到達度評価というものと、それから相対評価との比較ということで、ちょっと伺いたいのですが、相対評価という場合には、その評価方法の特性として、序列をつけるといいますか、平均からどの程度離れているかという偏差を物差しとして使って順番づけをするというのが、簡単に言えば結論だと思います。到達度評価ということになりますと、簡単に言うとどこまでできたかということの評価するということで、順番づけというのは、あまり意味がないといいますか、順番づけを目的としていない。どういう分野ができて、どういう分野ができないということをむしろ診断的にといいますか、形成的に明らかにすることが目的だと思うのですが、今、自民党の山田委員からもありましたけれども、全国学力・学習状況調査はいわゆる到達度評価のテストであります。正答率の都道府県別の順位をよく新聞等で並べて表示していますけれども、あれは別段、文部科学省が発表している

わけでも何でもなくて、各新聞社が独自に編集をして加工した結果、あのようにならぶのだと思うのですけれども、あの並べ方というのは、本来到達度テストという意味合いからすると、順位がついてきれいに並べるというテストではないので、むしろある部分、上位なり下位なりにサンプルが固まってしまうという、そういうテストですから、その固まった中で一生懸命微妙な 0.何パーセントという差を順位にして並べてみたところで、教育的にはあまり大きな意味がないように思うのですが、その教育的な意味合いからいって、全国学力・学習状況調査の報道のされ方や取り上げられ方、また、我々市民のほうの受け取り方という面もあるのですけれども、それについて教育委員会としての御感想を伺いたいと思います。

(教育)指導室長

先ほど主幹のほうからも全国学力・学習状況調査の目的について答弁をさせていただいておりますが、これは児童・生徒が要するに学習指導要領の内容がどれだけ身につくという、それで足りない部分につきましては、指導方法をどのように工夫・改善していくかということをおねがいしております。それで、結果の公表につきましては、実施要領に序列化や過度な競争を行わないよう特段の配慮が必要であるというふうに示されていることと、道教委からも同様の指導を私どもは受けておりますから慎重に行っております。それで、報道は順位づけをしているということではあります。各学校につきましては、本来のねらいに基づいて、しっかり対応するようにということでは十分周知しております。

斉藤(陽)委員

逆の言い方をすれば、順位づけをしたいのであれば、もっと別の標準テストといいますが、そういう順位が付きやすいような設問を設計してやれば、もっと順位がつくテストがいくらかもつくれるわけで、順位のつけづらいつくテストをやって順位をつけて並べるということ自体が、非常に教育的に意味のないことで、逆らってやっているという感想を私は持っています。

では全国学力・学習状況調査の到達度評価という意味合いからどういう評価をするのかということが次の問題なのですけれども、市教委としては、本市の児童・生徒のどのような分野で力がついていて、どのような分野がまだ至っていないのかという部分について、一定の正答率の目標みたいな、こういう設問については何パーセントぐらいの正答率になるといいというような目標設定は、年度ごとのテストについて持たれているのでしょうか。あるいは事後にでも設定されるのでしょうか。

(教育)指導室長

数値的なものについては、特段掲げるといってはいけません。

今回3回目をやっているのですけれども、その難易度などいろいろな要素があるものから、これといって数値を設定する必要はないというふうに感じております。これからも各学校において、どれだけの力がついているかどうかを十分に把握してもらい。そして、各学校独自の指導と工夫改善を進めていくということが大切なことだと思います。ただ、全市的な傾向や個別のそれぞれの指導・助言については、私ども学校経営訪問等で、この5月に各学校の学校改善プランを基に、どのような状況で進められていますかということをお話を聞きながら、進められていないところについては、具体的にこういうようなやり方がありますというようなことを指導・助言しながら対応していきたいと思っております。

斉藤(陽)委員

数値的な目標は設定されていないということですが、今おっしゃったように独自の学習到達度調査も含めると、平成18年度、19年度、20年度と結果が出ているわけです。21年度も行われたわけですが、この4回の中で、本市の児童・生徒の学力がどういう傾向にあるのか、低下しているのか向上しつつあるのか、現状の認識では厳しいということが、ある程度共通認識になっているのですけれども、厳しい中でも、それがより悪くなりつつあるのか、いいほうに向かっているのかという、そういったところがある程度もうそろそろ見極めなければなら

ない時期に差しかかっているのではないかと思うのですけれども、いわゆる到達度評価という本来の目で見ても、学力が低下しているのか、厳しいけれども上向いているのか、そのところはどうか。

教育長

先ほど委員のほうからお話があったのですけれども、報道関係は全国のランクをつけ、パーセントの高い順から並べますが、それに比べて私たちは、例えば 10 番だったら次は 9 番を目指す、8 番を目指すということで子供たちの学力がアップするとは意外に感じないのです。到達度評価の一番の目標は、初めから何ポイントアップというのではなくて、問題をつくる人は 7 割や 8 割行ってほしいという目標は決めますけれども、やってもらう立場としては、そうではなくて、その結果を見て、どこが落ち込んでいるのか、どこが通過しないのか、その点を指導して補習をしていかなければならないという観点に立って、決して相対評価ではありませんから、この結果につきましては、順番が前よりもいい、悪いというのは、それは問題の濃淡がございまして、毎年、今の子供たちはどこが落ち込んでいる、だからこれを次の学年に行く前までには必ずこれを更新していく、そして通過するような、そういうような考え方で、実はテストに臨んでいるところでございます。そういう御理解をいただければと思います。

斉藤（陽）委員

確かに、その年度によって、問題も違いますし、難易度も違うということで、単純に学力テストの評価をもって、市内の児童・生徒の学力が上がった、下がったということとは言えないと思うのですけれども、現状の認識としては、相当厳しいということはあると思うのです。今回の一般質問で教育長に御答弁いただいた部分で、国語科においては、漢字の読みはよくできているものの、書くことが苦手であり、算数、数学科については、図形の性質の理解はできているけれども分数や小数が苦手ということだったので、今のこういう状況について、何が原因なのか、指導のどのような点に問題があって、こういう状況が生まれたと分析されますか。

（教育）指導室長

今お話のあった内容につきましては、課題であるととらえております。それらについては、指導の中で、どのように行われることが、定着を進めることになるかということで、学習はやはり繰り返してもありますし、あと、わかる授業、楽しい授業の構築ということで、教員の資質の向上を図ることも必要であります。あと家庭学習において、そういう課題となっている部分を補うような取組を進めるためには、どのようにしたらいいかというようなことで、各学校でも私どもとそういう相談しながら、本当にいい策を見つめながら進めていくように思っています。

斉藤（陽）委員

学力は、御答弁いただいた中にもあったのですけれども、一朝一夕には身につかないということで、キーワードとして、基礎・基本の習得、それから活用、さらに発展的な探求という、習得、活用、探求という三つのキーワードが出てきたのですけれども、今、おっしゃるように本当にこの第一歩は基礎・基本の習得です。習得がたぶんキーワードだと思うのです。その中で、以前にもちょっと指摘したことがあったのですけれども、放課後とか長期休暇における学習サポートについて、平成 20 年度の本市の状況は、学校質問紙の中で、実施校のパーセントというのは、どういうふうになっていますか。

（教育）指導室主幹

市独自の調査で、平成 20 年度ですけれども、小学校 23 校、中学校 12 校という結果です。

斉藤（陽）委員

ということは、かなり高率で行われているということになりますね。

（教育）指導室主幹

前年度よりも増えており、授業期間中に実施したところと、長期休業期間中に実施しているところの両方の数を含めております。

斉藤（陽）委員

内容的にどういう実施のされ方なのかはわからないのですが、北海道の調査結果等を見ますと、小学校、中学校それぞれ 3 割とか 4 割ぐらいの数字でして、あまり実施されていない。全国的な 6 割、7 割というレベルに比べると、北海道内は非常に実施している割合が低いと私は認識を持っていたのですけれども、小樽市の場合はこんなに高かったのですか。これはいつからなのですか。平成 20 年度で急に上がったのか、それとも前からこのぐらい行われていたのでしょうか。

（教育）指導室長

今の数字につきましては、市独自で調査したもので、その中身については、子供の希望や要請によって、実際に行われているということで、毎日行われている学校もあれば、毎週、あるいは時々行われているという学校を含めて、今の数字になったということでございます。平成 19 年度につきましては、小学校で 22 校、中学校で 10 校ということになっております。

斉藤（陽）委員

道教委のデータによると、行われている小学校がかなり目立って少ないのです。中学校である程度増えてくるというようなデータになっていますけれども、道教委が発表しているデータの中で、このいわゆる学習サポートを実施していても、していなくても、平均正答率の値にはあまり意味がなく、関係がないとのこと。むしろ実施率が高い学校で、比較的正答率が低かったり、実施していなかったところのほうが正答率が高かったりと結構ばらつきがあるようです。質問の趣旨ですけれども、私としては、放課後あるいは長期休暇の学習サポートをやっても結果に大した影響しないのだからやらなくてもいいということではなくて、まずやってみる、できることは手をつくすという意味で、先ほど御答弁の中で家庭学習、いわゆる学習時間を学校だけで終わるのではなくて、家庭学習で補って、そういう習得の機会を高めることが必要だということですが、その一部として学習サポートという放課後とか長期休暇の学習サポート等も大事なのではないかと思います。その中で、教員が補習をするという、そういうもの以外に、地域の協力といいますか、ボランティアみたいな形で、地域の退職教員の方が応援をして夏休みに手伝うとか、そういった可能性もあると思うのですけれども、そういう取組を高めるといいますか、応援するという点について、どのようにお考えですか。

（教育）指導室長

今、委員の言われた考えというのは、非常にそのとおりだというふうに思います。

それで実際、ちょっと何校か記憶にないのですけれども、幾つかの学校で、実際に地域の方がボランティアになって教えるというようなところが出てきております。それで、今後もそのような人材の確保などをしながら進めて、広めていきたいと考えてはいる状況であります。

また、北海道の事業なのですが、退職教員等外部人材活用事業というのがございまして、その中で学力向上に向けた取組として、小学校 2 校、中学校 3 校が今回の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、具体的にチーム・ティーチングということで加配がされております。

また、理数教育の充実ということで、同じ事業で小学校 6 校、中学校 1 校が基礎・基本の定着ですとか理数教育を進めるために、非常勤講師を配置しております。

斉藤（陽）委員

確かに基礎・基本の習得が一番改善のキーワードとして大事な部分だと思うのですけれども、そういったところで、いわゆる学習サポートが非常に有効なのではないかと思えます。道教委の何か資料によると、あまり関係がないようなことを書いているのですけれども、ただ、あのデータ自体が、実施しているところの正答率と実施されていないところの正答率という比べ方をしていますので、そもそも実施していないところが非常に限られていて、サンプルが少なければ、その正答率が低いとか高いとかというような、あまり断定的なことを言えないと思えます

ので、まずやってみるということで、ぜひこれは進めていただきたいと思います。

アーティスト・バンクについて

もう一点通告している中で、アーティスト・バンクのことがございまして、第 6 次総合計画の基本計画における成果指標で、平成 30 年度の目標が 140 件、たしかそういう目標だったと思うのですが、これは単純に年間に 5 件ずつ増えたら 10 年で 50 件になって、現状 90 件なので足して 140 件という、ちょっとあまりにも安易といいますが、その年間 5 件ずつ増えるというのが、増やしていこうという意識的な、5 件ずつが増えるくらい頑張るぞという意味なのか、5 件ずつぐらいだったら自然に増えるのではないかというような、わりと成り行きの読みなのか、その辺の社会教育、生涯学習としての意義づけとか、そういった中身をお伺いしたいと思います。

教育部青木次長

総合計画の成果指標の中で、文化・芸術の部門におきましては、ただいま委員がおっしゃったアーティスト・バンク登録者数、それから文化祭の入場者数と出品者数、この三つの成果指標をまとめてございます。この中でアーティスト・バンク登録者数の目標値設定の考え方につきましては、一般質問の中で教育部長のほうから説明いたしましたように、年平均 5 件の増加で 10 か年いくことで積算はしてございますが、通常こういう人材バンク的なものにつきましては、開始当初は非常に数が多く集まるのですが、その後だんだん低減して行って、制度によっては会員の高齢化や事業の衰退等によってマイナスになっていくというものも実際でございます。私どもの所管の実例で恥ずかしいのですけれども、生涯学習ボランティアリーダー制度につきましても、ここ数年減少になってございます。

そのような状況の中で、アーティスト・バンクにつきましては、年度当初でございますが、平成 18 年度については 46 件、その後、19 年度に 30 件の増加、20 年度には 12 件の増加ということで、やはり増加数についてはどうしても少し落ちていってしまうという傾向がございますが、私どもも今後の推移について、毎年増加をさせていくのは非常に厳しいところがあるかもしれないけれども、毎年 5 人ずつは増やしていくということで、30 年度には 140 件という考えであります。

先ほどこういう文化芸術に関する進め方、考え方についての御質問がありましたが、アーティスト・バンクというのは、あくまでも文化芸術活動者の申出により市が登録するものでございますから、そういうものに対して市としてできることは、この制度の周知を図ることが一つであり、それからもう一つは、登録された方に対する優先度といいますが、私どもは具体的に市の施設 11 か所で使用料を減免しているわけでございますが、そのようなことでの後押しをするということ。あと三つ目の点でございますけれども、先ほど言いましたように、いろいろな登録制度がだんだん高齢化とともに人数が減るということがある中で、市としては、最近特に伝統文化については、子供たちに対して地域に御支援をいただきながら伝統文化の継承に熱心な市内の伝統文化の達人の方が力を入れてやってございますので、今後それらの方を含めてアーティスト・バンクの登録者を増やしていくということを考えていくとともに、またアーティスト・バンクがまちの中で活用されるということも非常に重要だということで考えてございます。ですから、一般質問でお答えしましたように、都通り商店街で一昨年に開始したアートストリート、そこで昨年もアーティスト・バンクの制度についてもいろいろと周知いたしましたので、そのようなことで実際にアーティストの方と触れ合う、それからアーティスト・バンクの周知も進めていくということで、着実に増やしていきたいと考えております。

斉藤（陽）委員

確実に増やしていただきたいという思いは同じなのですが、確かにいわゆる人材バンク的なものが制度創設のときは、ある程度増えても、それ以後だんだん減少していくというのは、ある意味自然な流れかもしれないのですけれども、ただ従来のそういった制度がそうだったからというその延長線で考えないで、できればそういう過去のつづを踏まらずに、より活発にしていくことを目指されるべきではないかと思います。いろいろな文化芸術の振

興のための施策、いろいろな芸術に触れる機会を増やすとか、今おっしゃった伝統文化の継承とか、そうしたいろいろな施策の結果、最終的に市民が自発的に登録するわけですが、そうして反映されたアーティスト・バンクの登録者数によって、成果が表れるということで成果指標にアーティスト・バンクの件数というのがのっかってしまったのかと思うのですが、そういう意味でも年間 5 件だから黙っていてもある程度伸びるのだろうというのではなくて、きちんと目標を持って 5 件と言わず、10 件ずつでも増えるぐらいの、そういった積極的な施策をどんどん進めていっていただく要望をいたしまして、終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 25 分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

公立高等学校配置計画案について

報告事項の関係で公立高等学校配置計画案について、先ほどの報告では平成 24 年度の配置計画ということで説明があり、その中で 23 年度は既にもう決定済みとなっているのですが、この辺のところについてもう一度説明してください。

(教育) 学校教育課長

この高等学校配置計画案につきましては、毎年 3 年間の見通しを示していきますけれども、平成 23 年度までにつきましては、昨年計画された中で、21 年度から 23 年度までの計画として決定されております。

佐々木委員

それで、小樽市に関係する部分で言うと、桜陽高校は普通科単位制導入ということになり、商業高校と工業高校では 1 間口減、そして潮陵高校の定時制と商業高校の定時制で再編統合して 1 間口減ということで、これはもう既に平成 23 年度に実施するというので決定し、これに向けて、何とか存続できないかと、減らさないようにしてほしいというような運動もきくとあると思うのです。それで配置計画をつくった上においても、いろいろな問題が地域から寄せられているということで、そういう面では、私はこの機会に大きく高校改革の必要があるのではないかと思います。だから、そういう面で言えば、現に実施されて間口を狭められてきて、今回のいろいろな案についても、発表された時点でいろいろと議論されている中では、これは不回避な削減であり、高等学校の新たな募集停止をするという状況も出てきたということです。それから統廃合や新たなタイプの高等学校もこれが施行されているということなども含めて、今回この数字から言うと、これは 1 回実施した結果について検証が必要と思うのです。それで一つの例が、この潮陵高校の 21 年度項目に欠員 7 と書いています。これは今まで、この数字の上からは潮陵も桜陽も含めて欠員が出たということはないのですね。その後の処理の問題についてはいろいろあるけれども、この原因というのは何ですか。

(教育) 学校教育課長

その配置計画案に示されています平成 21 年度の潮陵高校のマイナス 7 の部分ですが、これは 21 年度欠員という項目に対してマイナス 7 ですから、いわゆる 7 クラス 280 名に対して 7 名が過員という逆の表示になりま

す。

佐々木委員

7名が過員という押さえですか。

(教育) 教育部長

わかりやすく言うと、今、潮陵高校の1年生は定員280名ですが、今年の1年生は287名いるということで定員より7名多いということです。

佐々木委員

そういう表示の仕方の部分で言うと、実際に今回、潮陵高校は入試における学校裁量の問題を新たに導入したのです。これをやった結果、非常に難しいということも出ていて、この入試そのものの学校裁量問題というのは、今やはり問題視されている部分だと私も思うのです。それから石狩学区は1学区になっています。これのいわゆる影響というか問題というか、これは非常に違う問題を含んでいると私どもは思っているのですが、その辺についての認識はありますか。

教育部長

石狩学区は全学区で一つになったということは、もちろん私どもも承知しています。直接小樽市とのかかわりでは、稲西高校と稲北高校の2校が合併になりますけれども、ここは銭函中学校校区の生徒が自由に受験できる区域になっていますので、その部分への影響等については、市教委としてもどういう動向になるのかということでは注目をしておりますけれども、石狩学区全体についてどういう動向、影響になるのかという部分については、なかなか市教委の立場での分析は難しいものと思っております。

佐々木委員

配置計画案というのは、全体の計画案という扱いで、そういう意味では全道的にできているわけです。だから、その部分は全道的な絡みの中でやはりとらえていく必要があると私どもは思うのです。そういう観点で言えば、平成24年度に新たな意見の交換の場を設定するとのことですが、私の経験で、小樽市は普通科高校が2校ある、私立高校がある、職業高校があるということで、これは全道的にもこういう配置になっているところはあまりないと思うのです。だから今、先ほどの質問にもあったけれども、この24年度に向けての、いわゆる学区の再編成に向けての意見交換の場をつくっていくということは、これはよしとしたいのです。そのときに、今までやってきた学区の編成やそれから間口削減や新たな高校の取組ということについて、やはり意見交換をするような場を1回設けてほしいと思うのです。道教委のほうへ保護者の声を届けに行っても、さっぱり結果はまとまらないというようなことになってきているわけですから、その辺については、やはりこれまでにやってきた間口削減や高校教育の適正配置の問題については、この辺は1回やはり洗い出してみる必要があるのではないかと思います。だから、先ほど質問を聞いて、商業科だけがあり方を検討するのでもいいのですかというのがありましたが、これらを含めて目指す高校教育のあり方ということも意見交換の場に出していただきたいし、高校教育をどう実現していくか、こういうことについての意見も集約してほしいと思います。

それで、時期的にある程度余裕があるという話が出ましたけれども、これは段階的に、市教委から働きかけるのですか。これからどういう手順で進めていくのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

今後の意見交換に関してということですが、今、まずそういう場の設定について、各公立高校に対して、どうですかということで協議を進めているのですけれども、その中で、今度具体的にどういう関係者を交えた中で意見を交換させていくかという具体的内容について協議をしていくことになると思います。

佐々木委員

これから集まって何をするかという状況なのでしょうが、この配置計画についての意見交換は、働きかけは市教

委のほうからとっていくのですか。いつまでに、どういうメンバーで、どういう検討事項にするか、この辺も含めてどのようにスケジュールを立てていくのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

具体的な内容につきましては、実際に公立高校のほうと話を進めていくわけですが、まずそのスケジュール的なものでいきますと、まず各高校に集まっていただき、市教委として投げかけをやっていきます。その中で具体的にどういう関係者に集まっていただいて、どういう意見交換をしていくかという形で、話をしてみたいと思います。従来は、結局この計画案が当該年度案として間口削減が示されて、それから急きょ道教委に対して間口削減の取りやめとかを進言してきたわけなのですが、今回当該年の平成 20 年度に向けてはしませんでしたけれども、25 年度以降の見通しの中で、そういうものを検討するというを示されていますので、まずそれに向けていわゆる先手を打つといいですか、要するに市内においてどういう訴え、あるいはニーズがあるのかをまず押さえて、それを地域の意見として出していきたいという考えで、今、その意見交換の場の設定について協議を進めております。

佐々木委員

私が冒頭に、これまでに進めていた道教委のいわゆる適正配置計画、高校教育のあり方を含めて検証しなければならない部分もあるのではないかと申したのは、そういった保護者の生の声などを 1 回集約するといった考えを持って取り組んでほしいと思うのですけれども、いかがですか。

教育部長

当然私どもは、ある意味、道教委のほうから地元で公立高校のあり方についてどう考えるのか、意見を持って来るようにと玉を投げられたというような形になっています。ですから、私どもで検討しなければならないと思っています。何度も課長のほうから言っておりますとおり、地元側として、当然小樽市の教育委員会もこの協議に参加しますし、それから中学校の校長会を中心にした小中学校の校長会も参加いたしますし、小中学校の P T A 連合会にも参加をしていただくということをもちろん話はしております。

今までも P T A 連合会からも高校のこの適正配置計画についての要望書というのは、毎年いただいておりますので、そういった部分で私どもも P T A 連合会の考え方、要望というのは理解しております。ただ今回、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、従前と違うのが小樽市内の職業学科の配置のあり方についての再編という言葉が平成 24 年度以降の項目として出されてきており、ここの部分は繰り返しになりますけれども、間口削減とはやはり質の違う問題だというふうに私どももとらえておりますし、その部分は公立高校の校長も、いよいよそこまで来たのかという相当の危機感をお持ちだろうというふうには思っております。ですから、その部分を含めて先ほど報告をさせていただいたような協議の場の設定をしていきたいと思っております。ただ、御承知のとおり公立高校の校長というのは、道教委の職員ですから、そのかわり方も、私の予想ですが、なかなか難しい面もあると思いますので、十分その辺は個別にも全体的にも意見交換をしながら進めていかなければならないと思っております。

佐々木委員

避難支援プランについて

それでは次に避難支援プランについて、防災のほうにお聞きしたいと思います。

5 月の広報の中にも載っていたのですが、避難支援プラン作成のための調査に御協力をとりました。この中に盛られている内容等も含めて、今、何のために、どうするのかということ伺います。

(総務) 防災担当主幹

避難支援プランについてでございますけれども、これは高齢者など、いわゆる災害時に一人で避難することが困難である方が避難するに当たっての支援や対策をまとめるものであります。支援を必要とする方を特定する中で、お一人お一人について、だれが避難の支援をするかということを決めていく、今はそういう作業をしております。

災害時におきましては、やはり逃げ遅れというものが一番心配になりますので、やはり早期に避難することが一番必要だということで、災害が発生した時点におきまして、隣近所の方に早めに連絡を取りあえる体制をとっていくための、いわゆる台帳をつくっているという状況です。

佐々木委員

必要に応じて一人一人の状況に応じた避難支援プランを作成するというのですが、その中身についてはどうなっていますか。

(総務) 防災担当主幹

まず、災害時にお一人で避難できない方の調査をしております。内容といたしましては、緊急避難時の連絡先や、先ほども言いました緊急時に避難の支援をする方の決定をしていく。さらには、その避難方法、そういうものの個人の避難計画をつくっているところでございます。

佐々木委員

そうすると、今はそのために、何を行っているのですか。

(総務) 防災担当主幹

平成 20 年度に、民生委員の方に御協力をいただきまして、そういうプランに登録を希望する方、その方たちに説明をしていきました。それで一応 7,000 名が登録するという形で現在見直しているところです。その方たちも、中には支援者とか、そういうものが記載されていないもの、又は内容の不十分なものが結構ございますので、個々のプランを確実なものにしていくための調査をしているところです。

佐々木委員

そうすると、だれが実際に調査に当たっているのですか。

(総務) 防災担当主幹

これにつきましては、緊急雇用創出事業におきまして臨時職員 10 名を採用いたしまして、6 月 1 日から 11 月までの間、そういう調査を実施しております。

佐々木委員

そうすると、昨年 5 月から民生委員が、まずその調査に入り、7,000 名の方に登録していただいたそうですが、全員登録されるのですか。その辺の流れについて教えてください。

(総務) 防災担当主幹

まず、当初に基礎調査という形で 7,000 名の方に登録していただきましたけれども、中にはお元気な方もいるということもございまして、今、実際に一人で避難が困難な方のところを徹底して調査をしてございます。

佐々木委員

7,000 名が登録したということは、市の職員が歩いて全部把握したということですか。この実態がどうなのかということ、だれが調査に入ったのですか。

総務部長

少し簡単に説明いたしますと、昨年、民生委員の方にお願いをして市内全域を歩いていただき、それぞれお持ちの担当区の中で、避難するときに支援を必要とする方を調査していただきました。それで、民生委員からの報告で出てきたのが今言った 7,000 名ぐらいの方々が支援をお願いしたいということなのです。現実支援するときに、だれかがその家に行って、また高齢者であるとか障害者であるとかにより、それぞれ対応が違うわけですから、細かなプランをつくらないと、実際にそのとき困るということで、今調査しております。その 7,000 名を緊急雇用創出事業で雇用した 10 名が民生委員の方の御協力をいただいたりして地域を 1 軒ずつ歩き、一人ずつお会いして、その方の身体的な特徴とか、あるいはどの程度歩けるだとか、どの程度自分でできるとか、あるいは近所に親せきがいるとか兄弟がいるとか、そういう細かいことを含めて調査をして、一人一人のプランをつくっているというの

が今の状態です。それで、この 6 月からそういう事業を、今、進めているという状況です。

佐々木委員

それで、その調査内容に協力をということで、町会のほうにも協力要請文が来たのですけれども、どういう協力をするのか、この辺のところがよく見えないのです。その辺の説明をお願いします。

(総務) 防災担当主幹

第一に、今、臨時職員が町内を回るということで、実は訪問詐欺もありますので、その臨時職員による調査に対する協力をいただくということと、さらに支援者がなかなか決まらないこともあります。やはり支援していただくのだったら近所の方というのが一番理想という形になりますので、その辺で町会等の皆さんの御協力をいただきながら、避難の支援という部分の協力要請もあわせて行いたいと思っております。

佐々木委員

恐らく簡単にはいかないだろうと思います。個人個人の支援プランをつくるといたら個人情報の問題等もあり、プライバシーの問題等もありますから大変なことだと思うのです。私も町会の役員をしていますけれども、個々にその状態をつかむということは、結構至難のわざですけれども、この辺のところは、今、市の臨時職員が動いているというところがあるのですが、回ってみてトラブルはないのですか。

(総務) 防災担当主幹

ただいまの個人情報という御質問がありましたが、今回は昨年事前に登録していただいた際に、関係者に内容を報告してもいいという項目も付加してございます。さらに調査に当たっては個々に電話をいたしまして、これから調査にお伺いしたいと、そういう形で連絡をして、了解を得た中で実施してございますので、その辺のトラブルは今のところはございません。

佐々木委員

このつくり上げたものはどのように活用するのですか。

(総務) 防災担当主幹

活用ということでございますけれども、今回、いわゆる支援プランを作成した中で、個人情報保護という部分もございますけれども、防災関係機関、いわゆる防災関係と福祉部、さらに消防、警察、そういう方が情報を共有しながら、逃げ遅れのほかに安否確認その辺の部分で活用してまいりたいと思っております。

佐々木委員

この 6 月から仕事を始めて、一応めどとすれば今年いっぱいということになるのですか。

(総務) 防災担当主幹

臨時職員の雇用につきましては、11 月末までということでございますので、その中で災害時要援護者の個々の調査業務をして、その集約したものをそれぞれについて措置していきたいと思っております。

佐々木委員

大変だと思いますけれども、互いに支え合う必要があります。それで、実際、この向かう方向というのは、防災関係ですから、できるだけ自主防災組織をつくってほしいという要望があります。ここのところに連動するような目的というのはないのですか。

(総務) 防災担当主幹

現在、2 か所の自主防災組織というのがあるのですけれども、全市的な中で、御協力をいただいて、自主防災組織を立ち上げた中で、当然、災害時要援護者の情報のようなものも提供しながら、災害時における十分な体制をつくっていききたいと思っております。

佐々木委員

充実したよりよい方向に向かっていただくようお願いしたいと思います。

まち育てふれあいトークについて

それでは次は、まち育てふれあいトークについて何点かお伺いをします。

6月の広報に「ご利用ください まち育てふれあいトーク」という見出しが載っておりました。この事業を組んだのはいつからで、現状はどのようなのですか。

(総務) 広報広聴課長

6月の広報おたるに出したまち育てふれあいトークでございますけれども、前は出前講座という形で平成13年度からやっていたのですけれども、それを昨年度、皆さんに親しんでいただくように名前を検討しまして現在に至っているものでございます。

佐々木委員

この前、市長も町会長と市との定例連絡会議のときにも、やはり前からやっている名前で、出前講座のほうが出てくるのですね、今のところ。我々も出前講座と聞くと、非常にぴんと来るところがあるのだけれども、このふれあいトークにして広報に載せたのはいつからですか。

(総務) 広報広聴課長

これは平成13年度にスタートしましたので、出前講座自体としてアピールしているのは13年の広報からでございます。名前が変更したのが昨年度ですから、ふれあいトークとして名前が出たのは昨年度からということでございます。

佐々木委員

今回平成21年度版のメニューが出ましたけれども、この内容について新たなメニューも加わっているものもあると思いますが、それをお知らせください。

(総務) 広報広聴課長

平成21年度のメニューなのですけれども、全部で71本、用意させていただきました。そのうち新規は6本ですけれども、一つは「老後を乗り切る知恵と工夫」という講座、二つ目が「楽しく身体を動かし介護いらず」、三つ目が「知って得する " 自動血圧計活用術 "」、四つ目は「健康は日々のくらしから」、五つ目が「痛みを予防するための運動について」、最後が「我が家の耐震診断について」ということです。

佐々木委員

これは平成20年度からふれあいトークという名前をつけて実施しているのですね。それで、実施状況ですけれども、このふれあいトークになってからの実績はいかがですか。

(総務) 広報広聴課長

ふれあいトークになったのは平成20年度ですから、20年度の実績で申し上げますと、利用件数が75件で、参加人数は2,548名となっております。

佐々木委員

それで2,548名の参加者の中身を分析してもらいたいのですが、わかりますか。

(総務) 広報広聴課長

2,548名の中身なのですけれども、教育文化の関係が455名、市民福祉の関係が1,429名、生活環境の関係が472名、産業振興の関係では90名、福祉機関については90名、その他として12名、トータルで2,548名になります。

佐々木委員

そうすると、今、圧倒的に多いのが市民福祉の関係なのだけれども、細かい部分は全部別にして、人気メニューは何ですか。

(総務) 広報広聴課長

人気メニューでありますけれども、昨年度は、「後期高齢者の医療制度について」が380名ほど参加されていま

す。二つ目は、「おはなし広場」といって、図書館が行っている事業なのですけれども、親子を対象として絵本の読み聞かせをしているというメニューがございまして、それが 268 名、「食育ってなに？」という部分で 330 名、「ごみとりサイクル」が 235 名。「食中毒の予防」が 234 名で、上位 5 番というところのぐらいです。

佐々木委員

まち育てふれあいトークのこのメニューは、基本項目だけ載っているんですね。中身のことにどういふメニューの内容なのかということを知りたいという場合に、いわゆる手だてというか、そういうのはどういふふうにしているのですか。

(総務) 広報広聴課長

結局この広報おたるは誌面上の都合でどうしてもこの程度になるのですけれども、これと別途にチラシをつくってございまして、各総合サービスセンターと市の分庁舎等 11 か所の各施設に配布し、見ていただいているところのございまして、そのチラシの中には細部にわたって書いています。そのほか、ホームページにはより詳しく具体的にこういう事業ですということの説明しているところでございます。

佐々木委員

できるだけこのふれあいトークを実のあるものにしていくということで考えてもらいたいというふうに思いますが、今後のプランをお聞きします。

(総務) 広報広聴課長

今後の取組といいますか、ふれあいトークの予定なのですけれども、基本的に市民の方々の選択の幅が多ければ多いほど恐らくいいのだらうと思っておりますので、メニュー自体の数は毎年少しずつ増えているような形です。ですから、これを何とか維持していきたい。そのほか、このメニューの内容自体もより魅力のあるものに変えていかなくてはいけないと考えておまして、それは市民の生活に根差してといいますか、密着するようなメニューをなるべく増やしていきたいと考えております。

佐々木委員

長橋小学校への太陽光パネルの設置について

長橋小学校の太陽光パネルの設置についてです。これは臨時会で予算計上した部分だと思うのですけれども、この事業内容についてお願いします。

(教育) 総務管理課長

長橋小学校に設置いたします太陽光パネルでございますけれども、経過から先に説明いたしますと、国の経済危機対策の中で、環境問題が非常に重要だということから、緊急に実施すべき事業といたしまして、スクール・ニューディール構想が示されました。そのスクール・ニューディール構想の中では、学校の耐震化、それからエコ化、ICT化という情報通信技術化というのがうたわれておまして、そのエコ化の部分で文部科学省が環境を考慮した学校施設の整備推進ということで、太陽光発電の導入と、そしてそれに伴う環境教育の教材としての活用を推進するということでございます。

佐々木委員

そうすると、長橋小学校に絞って、予算については耐震化と一緒にやるという考えでしょう。そうすると、どういふやり方で進めていくのですか。

(教育) 総務管理課長

長橋小学校にしたという理由は、まず耐震化が済んでいる例えば稲穂小学校のように新しい学校に設置する場合でも、構造計算を行わなければならないわけなのですけれども、ある程度 900 キロから 1 トン近い重さのものが上がる形になりますので、構造計算を行いますと、それだけで数百万円かかってしまいます。そうなりますと、なかなか不経済な面もございまして、このたび長橋小学校につきましては、耐震診断を行いまして、I s 値 0.49 だっ

たということから耐震補強を行うことになりました。それで、どちらにしましても構造計算などを含めました実施設計を行う形になりますので、その部分に含めて太陽光パネルの設置も盛り込むということで考えたところがございます。

佐々木委員

長橋小学校の太陽光パネルの設置について、構造計算と一緒に組むということなのでしょう。それで事業費が長橋小学校だけで 2,300 万円ですか。

(教育)総務管理課長

1,230 万円でございます。その中に普通の耐震診断の実施設計の部分と太陽光パネルを乗せるという部分が加味されております。

佐々木委員

今日の新聞にこの話が載っていたのですけれども、この導入と運営に当たっては、多くの課題があるというふうに指摘されていますけれども、教育委員会のほうで今回つくるに当たって、どれくらいの規模のものをつくって、どういうふうな効果を出すということを考えているのか。それから、エコ教育の関係についても、具体的にはどういうふうにしていくのですか。

(教育)総務管理課長

長橋小学校で予定しております太陽光パネルにつきましては、10 キロワット規模ということで予定しております。既に札幌市のほうで 7 校ほど実施しております、すべてが 10 キロワット規模でございます。その例でいきますと、電気代では大体年間 10 万円程度削減、それから CO₂ の削減は年間 3 トンから 4 トンということで実績値が出ております。

それから、太陽光発電を導入する意義、効果の部分でございますけれども、まず地球温暖化対策への貢献として CO₂ の削減、そういった部分でございます。それから先ほども電気代の削減についてお話ししました経済的な効率性、それから防災上、避難場所として、非常用電源としても活用ができるということです。それから委員もおっしゃいました環境教育の活用についてでございますけれども、パネル本体や電源モニターというものを設置する予定でございますので、発電の仕組みですとか、CO₂ の削減効果、消費する電力の計算のこと、それから省エネルギー全般についての学習に役立てていただければというふうに考えております。

佐々木委員

それで、環境のことについてのエコ教育の部分で、今、話が出ましたけれども、この具体的なことについては、長橋小学校には十分その辺のところの話が進んでいて、その受入れ態勢は十分なのですか。

(教育)総務管理課長

具体的な環境教育についてですが、設置するというにつきましては、長橋小学校とお話ししておりますけれども、細かい内容は、これから実施設計を進めていく中で、長橋小学校とも打ち合わせしながら行ってまいりたいと考えております。

佐々木委員

それで、この事業は単年度という形になるのか、継続していくのか、どういうふうに読んでいますか。私の知る範囲で、今日の新聞のあたりでは単発に終わるのではないかという感じもするのですけれども、その辺のところはどうですか。

(教育)総務管理課長

国の施策としましては、スクール・ニューディールの中で、この太陽光パネルにつきましては、2 次募集の連絡も来ておりますし、今後も継続していくというような形でとらえられていると考えております。

佐々木委員

そうすると、長橋小学校に引き続き、またいろいろなところでも考えていくということになるのですか。

(教育)総務管理課長

その点につきましては、本会議でも答弁させていただいたところなのですが、まずは長橋小学校の状況を見て、その後について考えてまいりたいと思っております。

佐々木委員

教育予算の確保・拡充について

本年も義務教育国庫負担制度と、それから教育予算の確保、拡充について議会で意見書を上げようと思っております。

それで、教育長にお尋ねするのですが、今、置かれている教育の現場で、環境からいって、もう言われなくてもわかると思いますけれども、現状、国の予算なんか非常に苦しい状況にあるというふうに思うのです。そういう面で考えていったときに、特に本年の場合はいろいろな形で影響がありますけれども、就学援助の関係、これがやはり非常に厳しいのではないかと考えているところなのです。これは、やはり国の予算の問題があると思えますけれども、今までに取り進めている教育費の市の免除制度をやはり抜本的にもう少し考えていかなければならないのだらうと思っておりますけれども、今の市の状況を見た中で、就学援助制度についてどういう見解を持っていますか。

教育部川田次長

この就学援助制度につきましては、小樽市については、全道 10 万都市と比較して水準としては大体中間程度にあり、就学援助の倍率についても 1.3 倍という形でずっと推移をしてきている状況にあります。ですから、あとこれに対する財源というのは、税源移譲の中でも交付金化されていますけれども、その中では小樽市としては、取り立てて低水準ということにはなっていないと思っておりますし、高ければいいということではないというふうに思っていますので、私たちとしては、今の現行制度の中では、十分と言えないかもしれませんが、それに近いものがあるというふうに思っております。

佐々木委員

それで、今回意見書を上げるに当たって、大きく三つほど観点をもちました。一つは、教育の自治体間格差を生じさせないために、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に還元することと、交付金化や一般財源化を行わないということ。二つ目に、憲法の理念である義務教育費無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう、また、学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書館費など、国の責任において教育予算の確保・拡充をすること。それから三つ目には、先ほども話が出ましたが、高校の問題があります。30 人以下学級を早期に実現すること、また、教職員定数改善計画の実現とゆとりある教職員配置を実現することということで、議会としての意思決定をして、取り上げていきたいと思っておりますけれども、教育長の受止め等についての見解をお聞かせ願います。

教育長

今、三つほどお話がありましたけれども、1 点目と 3 点目につきましては、またいろいろと国のほうの思いがあると思うのですが、2 点目につきましては、私どもとしては、例えば教材費、図書館費とかを国の責任において確保・補充をするという部分については、思いは委員と同じでございます。ただ、もう一度言いますが、1 点目、3 点目につきましては、単に小樽市教育委員会が定められるものではございませんから、そういうような国の事情というものもあるかと、そういう思いではございます。

佐々木委員

そういう意味では、やはり望む方向としては、教育情勢の整理というか環境整理。環境整理というと箱物だけで

はないのです。そういう部分では十分な、前にも話しましたが O E C D の中では、日本は教育予算が少ないということもありますから、現場からの声をいっぱい上げていきたいと思います。昨年あたりは P T A も含めて全道一斉に行動をとってきて、足並みをそろえて要求をしてきているということがありましたが、本年もそういう面ではどのようになりますか。

教育部長

なかなか国庫負担制度というのは、地方分権との関係もありまして、一律に補助金がよいのかどうかという議論は、いろいろな場面であると思います。ただ、私どもとしては、今、教育長のほうで述べましたとおり、義務教育ですから、これはやはり国が第一義的には、財政的に責任を持つものであると思っておりますので、小樽市教育委員会等も含めまして、教育行政、とりわけ義務教育にかかわる財源確保は引き続き要望してまいりたいと思っております。

また、教育関係団体からもさまざまな形での要望を毎年いただいております。今回の補正予算でも教育費は 1 億 5,000 万円ほどの増額補正を計上しておりますので、私どもとしても引き続き教育環境の改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 18 分

再開 午後 4 時 45 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 4 号は否決、議案第 19 号については可決、新たに提出された陳情、継続審査中の陳情については、いずれも採択を主張して討論を行います。

上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減による小樽市への税の影響については、5 年間で 1 億 1,700 万円と伺いました。もともとこの軽減策は大資産家優遇との批判を受けて、2009 年度については配当は 100 万円以下、譲渡益は 500 万円以下のみを 10 パーセント軽減として、2011 年度からは本則 20 パーセントに戻すとしていたものです。景気回復措置とはいえますけれども、国税庁の申告所得税標本調査によると、国内の年間所得 100 億円以上の高額所得者は 10 名で、これらの人の所得は上場株式等の配当・譲渡益がその 6 分の 5 と推定されています。試算すると 1 人当たり 15.4 億円、地方税分は 3.1 億円減税となり、一部の資産家にばく大な恩恵を与え、格差を助長させる意味で、大資産家優遇と指摘しているものです。

こういった地方税法の改正に基づく市税条例の改正については、賛成するわけにはいきません。

本会議で詳しく述べますが、議案第 19 号及び陳情については願意妥当、それぞれ議案については可決、陳情については採択を主張して討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 19 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 1004 号及び陳情第 1005 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第 4 号並びに陳情第 3 号、第 4 号、第 186 号、第 262 号ないし第 356 号、第 358 号ないし第 370 号、第 373 号ないし第 643 号、第 647 号ないし第 1002 号、第 1006 号ないし第 1084 号、第 1086 号ないし第 1108 号、第 1119 号ないし第 1140 号及び第 1146 号ないし第 1152 号について、一括採決いたします。

議案は可決、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、議案は可決、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4 時 49 分